

自治会連合会長 各位

岐阜市環境部長

「資源分別回収事業実施報告書」の省略について(報告)

平素より、本市の環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、資源分別回収(古紙回収用ボックス・イベント回収を含む)を実施した際にご提出いただいている「資源分別回収事業実施報告書」について、地区によっては毎月複数枚をご提出いただいている状況です。

このため、自治会連合会及び実施団体の負担を軽減することを目的として、下記のとおり**報告書の提出を省略**することを計画しております。

記

- 1 主な変更点
- (1) 現在提出いただいている報告書を不要とします。
 - ・資源分別回収量は回収業者から市へ提出される計算書により把握します。
 - (回収業者が作成する計算書は、市と連合会または実施団体の両方に提出されます)

- (2) 奨励金振込についての通知文の確認をお願いします。
 - ・回収業者から交付された計算書等と照合してください。
 - ・不備があればすみやかに市へ連絡してください。
 - ・不備への対応は、振込みの後行います。
- ※詳細は2ページをご覧ください。

- 2 実施時期 **令和7年4月から(予定)**(業者による回収日が4月以降のもの)

- ・ご意見等ございましたら、**12月27日(金)**までに下記の担当へお知らせください。

お問い合わせ先

環境部 資源循環課 ごみ減量・資源化係

担当：森本、安田

〒500-8701 岐阜市司町40-1 14階

電話 058(214)2179(直通) FAX 058(264)7119



この資料が不要になりましたら、
雑がみとして地域の資源分別回収
に出してください。